

旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百二十二号

旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅券法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年三月二十七日とする。

外務大臣 林 芳正
内閣総理大臣 岸田 文雄